

保護者のみなさまへ

保育施設における新型コロナウイルス感染症の対応について

令和4年9月

臨時休園の基準と期間

- ・お子さんや保育施設職員が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にて「陽性」と判断された場合、市が臨時休園の判断をします。
- ・期間は、濃厚接触者の検査結果や保育所内の消毒作業状況などにより決定します。

お知らせの基準

- ・お子さんや保育施設職員が、新型コロナウイルスに感染した場合、保育園から保護者にお知らせします。
- ・濃厚接触者となった場合や検査中の場合は、その対象ではありません。
- ・お知らせするにあたり、個人が特定できる情報は使わない等、人権に配慮します。

濃厚接触者に特定された場合

- ・濃厚接触者に特定され、検査結果が陽性の場合、医療機関や保健所の指示に従ってください。
 - ・濃厚接触者に特定され検査結果が陰性の場合も、感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は自宅待機となり、自宅で健康観察を行ってください。
- ※一般的に2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となっていますが、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、待機期間は5日間となります。

こんなときは…

- ・お子さんや保護者の方が、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査等を受ける場合や新型コロナウイルスに感染したことが判明したときは、速やかに保育施設にご連絡ください。
- ・臨時休園中において家庭保育が困難で保育の必要性がある方の保育については、市と保育施設が協議します。

感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。